

## 第8期 第29回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年11月28日（金） 午後3時30分～
2. 開催場所 総合保健福祉センター 3階 大会議室
3. 出席委員（17人）
4. 欠席委員（2人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（5件）
  - 議案第93号 農地法第3条の許可申請について (2件)
  - 議案第94号 農地法第5条第1項の許可申請について (2件)
  - 議案第95号 農地利用集積等促進計画案への意見について (1件)
7. 農業委員会事務局職員（4人）

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。○○○○ 委員 ○○○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は○○推進委員が傍聴されています。それでは会長お願いします。

### ○議長（会長）

皆さん、おはようございます。だいぶ寒くなってきました。紅葉も見ごろということで例年より早いのかなと感じております。東温市では麦まきが盛んにおこなわれております。やはり東温市の風景には麦がないとじっくりこないなと思う時期になってきました。国の方では物価高対策が検討され、農政においては転換が早いので来年や再来年あたりで固まってくると思いますが、今は流動期にあります。そんな中での農業委員会ということで皆さんには大変ご苦勞をおかけしますが引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは只今から第29回農業委員会を開会いたします。本日の議事録署名人ですが、○○○○ 委員、○○○○ 委員さん、よろしくお願ひします。

議案審議に入っていきます。本日は議案が5件あります。それでは議案第93号農地法第3条の許可申請について、2件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

### ○事務局

議案第93号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 東温市○○○○○番地 ○○○○。譲受人 東温市○○○○○番地 ○○○○。土地は、○○○○○番、畑、669㎡です。権利内容は贈与です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、噴霧器、草刈り機、トラックです。労働力は常時3人です。耕作面積は0㎡です。○○さんは新規就農となりますので別紙1をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書に関しまして、譲受人 ○○○○さん権利内容は所有権移転の新規就農です。農地法3条第2項該当の有無に関して、第1号全部効率利用要件ですが、譲渡人の祖父から農地を譲り受け、家庭菜園から農業を始めたいとのことです。農機具は草刈り機、噴霧器を所有されています。耕運機も購入予定とのことです。収穫後は自家消費を予定しています。除草や水やり、収穫は家族で協力し行うとのことです。将来的には野菜の種類を増やし、季節ごとの野菜を収穫していきたいとのことです。第2号農地所有適格法人要件ですが法人による取得ではございません。第3号信託の引き受けの禁止は該当なしです。第4号農作業常時従事要件ですが本人と父親と母親の常時3名が従事されます。第5号転貸するものではありません。第6号地域との調和要件ですが、農道・水路などの共同利用施設の管理取り決めに遵守

するとともに、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加する。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしているため許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元の〇〇委員さん確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

場所は地図の3ページをご覧ください。〇〇〇〇という地域ですが、右上には〇〇〇〇があります。現状は季節野菜が植えられています。綺麗に管理はされています。申請人とお父さんお母さんも協力して耕作されるようです。機械関係もこれから揃えていくようです。特に問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願ひます。

○事務局

2番 譲渡人 東温市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 東温市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。土地は、〇〇〇〇〇〇番 田 13㎡です。権利内容は贈与です。作付作物は水稲です。農具の保有状況はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機です。労働力は常時4名です。耕作面積は15,712.39㎡です。周辺農業への影響は特に支障ありません。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件をすべて満たしていると考えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（会長）

この件につきましては、地元が〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は4ページです。〇〇〇駅の〇側、〇〇〇の〇側です。以前から所有者は〇〇〇〇さんで、耕作は〇〇さんがされていました。畔などありません。登記上は〇〇さんのお父さんでしたが、この際、耕作している〇〇さんに贈与したいという話になったようです。お互いが合意の上で今回の申請となりましたので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

○○さんと○○さんの関係は。

○委員 ○○委員

お互いのおじいさんが兄弟です。○○さんの旦那さんのおじいさんと、○○さんのおじいさんが兄弟の関係です。自宅も隣です。

○議長（会長）

他にありませんか。ないようでしたら採決をしたと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第94号農地法5条の許可申請について2件を議題といたします。○○委員さんをご家族の関係ですので一度ご退席願えますでしょうか。それでは事務局より説明願います。

○事務局

議案第94号 農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。3番 貸付人 東温市○○○○○番地 ○○○○。借受人 東温市○○○○○○番地 ○○○○。土地は、○○○○○○○○番 田 239㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外農地。転用目的は農家住宅です。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は○○委員さんとなりますが欠席のため事務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図は5ページをご覧ください。場所は県道○○線の○側で、○○○○の○側です。貸付人と借受人の関係は祖母と孫の関係です。○○○○さんは、農業委員の○○さんの息子さんです。現在親の農業を手伝っており、○○さんが農業後継者として永続的に農業を行っていきたいとのことから農家住宅で申請が上がってまいりました。当該地は農用地区域外農地の第3種農地ですので特に問題はないと思いますのでご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ご

ございませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして4番目の件について事務局より説明をお願いします。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 東温市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。土地は、〇〇〇〇〇〇番 田 769㎡です。都市計画区域は市街化調整区域です。農地区分は第3種農地です。農用地区域は農用地区域外農地です。転用目的は店舗です。権利内容は所有権移転です。開発許可は必要です。なおこの案件については令和7年2月7日開催の第19回本総会にて除外意見決定済みとなっています。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては除外決定済みですが、事務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図は6ページと別紙2をご覧ください。場所は県道〇〇線の〇側で市道〇〇線の〇側です。〇〇〇〇〇〇は生産者や出荷業者から玄米を引き受け社屋で保管・精米・袋詰めまで一貫して行い、店頭での小売り及び卸売を行っています。従来、社屋が手狭であったところ〇側の土地の所有者と話がまとまり売買で敷地拡張するため申請が出てまいりました。別紙2の土地利用計画の資料で赤線にて囲っているところが今回の申請地〇〇〇番です。青線で囲っているところが既存の宅地部分で店舗がある敷地となっています。今回申請地を農地転用し敷地拡張と既存店舗の増築を行うもので当該地は農用地区域外農地の第3種農地でありますし、除外意見決定済みの案件となっておりますので特に問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

〇〇〇番は商業施設の農地ですか。

○事務局

前回の総会にてご説明したように、一度除外はされていましたが、再度編入した区域になっています。当初予定では〇〇〇番は敷地として予定していましたが、店舗の増築部分については〇〇〇番のみでして、駐車場利用などを予定しています。

○委員 ○○委員

○○○番は農地として残りますか。

○議長（会長）

農地として残ります。○○○番と○○○番の間は擁壁をされますか。

○事務局

○○○番は○○○の○側の店舗の入り口になります。境界壁は入ってきます。全体の区域との境が○○○番の○側になります。そちらは農地と開発地の境の壁が入ってきます。また今回の申請地の○○○番と○○○番の間にも境界壁が入ってきます。

○議長（会長）

土砂の流出対策どうですか。○○と○側に擁壁がはいるのか。

○事務局

申請地の周囲にコンクリート擁壁を施し近隣農地に土砂流出が行わないように被害防除措置は開発に伴い計画されています。工事の時期により壁の大きさは変わってくると思われま。

○議長（会長）

他にありませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第95号農用地利用集積等促進計画案への意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第95号 農用地利用集積等促進計画案への意見について議題といたします。今回は10月末までに申出書の提出があった案件について、機構からの同意が得られましたので、「農用地利用集積等促進計画案」を作成し機構に提出する必要があります。提出にあたり「農用地利用集積等促進計画」の素案を市が作成する際に農業委員会の意見を求めることとされておりますので、今回議案としてあげさせていただきました。お配りしております「農用地利用集積等促進計画案」の概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

1月1日開始で10月末受付分です。申し出件数は22件、面積は66,014㎡。所有者は21名、耕作者は15名です。期間は、最低でも5年以上となっていることから、5年と7年と10年となっております。米10aあたりの賃借料については、最高7,794円、最低2,920円で、現物では、最高30kg、最低11kgとなっております。地目別は田が64,963㎡、畑が1,051㎡です。2ページは期間別、地目別の面積等が記載しております。3ページ以降は農地中間管理権設定一覧となっております。

まして、左から所有者、耕作者、土地の所在地等、契約期間、利用内容、賃料、地域計画農業を担う者一覧への記載の有無を記載しております。説明は以上です。

○議長（会長）

この件に関しまして、何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。本日の議案審議については、5件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は令和8年1月9日となっております。以上で第29回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。